

## 第9回徳島県規制改革会議 概要

日 時：平成30年8月6日（月）13：00～15：30

場 所：徳島県庁4階 403会議室

出席者：床桜座長、田村委員、加渡委員、渡辺委員、福島様（河野委員代理）、  
青木委員、内藤委員、  
ゲストスピーカー（佐伯様、吉田様）  
担当課（住宅課建築指導室、県警本部交通規制課、次世代育成・青少年課、  
安全衛生課、人事課）、事務局

内 容：

- 1 開会
- 2 協議「第3次提言に向けた意見交換」

○第8回会議の振り返り

- ・第8回会議において議論された資料1の案件1から3について、提言とりまとめの方向性を承認

○会議の議題について

- ・座長から、本会議においては、資料1の案件4から8について議論を進める方針を説明

○簡易宿所に係る建築基準法・消防法の基準床面積の引き上げについて

- ・担当課・事務局から資料2に基づき、制度及び運用の概要を説明

・意見交換

座長：建築物の一部分のみを使用する場合も、転用に伴う施設の改修が必要になるのか。

担当課：制度的には、全体の面積で判断することとなる。法令で直接規定されており、県独自の緩和も難しい。

床桜：空き家が増加している地方部としての事情もあり、地域のニーズは認められるが、そういったことは考慮されないのか。

担当課：制度的には都市部も地方部も扱いは同じ。

委員：国が規定した内容であって、県独自の扱いは難しいのではないかと。国への提言を検討してはどうか。

委員：転用に当たっては、使わない部分がでるのは実情だが、担当課の説明ももっともなこと。手法としては、やはり国への提言ではないかと考える。

委員 : 建物を耐火間仕切りで200㎡未満に区切った場合はどうか。

担当課 : 区切られた部分だけでなく、建物全体で判断することとなる。

座長 : 国としても緩和の方向に動いてきている。こうした動向を踏まえ、必要に応じて、政策提言を検討していきたい。既存ストックの活用に当たっては、実際のニーズがある地域の実情を訴えていくことは重要。

○「子ども食堂」に係る飲食店営業許可の特例について

・担当課から資料5等に基づき、制度及び運用の概要を説明

・ゲストスピーカー発言及び意見交換

佐伯様 : 通常の飲食店事業者でない子ども食堂運営者にとっては、福祉目的であっても、食事を提供する以上、原則として食品関係の営業に該当するために、必要な施設を備えた上で、営業許可を取得しなければいけないことが大きな関門となっている。また、そのためには、相当の資金が必要。

場合によっては、子ども食堂を名乗らず、子ども料理教室として開催したり、食事提供をあきらめざるを得ないこともある。また、露店営業の許可を取得するケースもあるが、自分で炊いた米飯を提供できないなど、品目上の制約がある。

もちろん、法のカビを剥いてでも子ども食堂をやりたいというわけではなく、衛生的・安全に食事を提供するために必要な努力は惜しんでいない。保健所から求められる施設を備え、許可を取得する必要性は十分理解している。

ただ、子ども食堂をやりたい人というのは、少子高齢化の中、貧困にあえぐ子どもや様々な事情による「孤食」「欠食」を防ぎ、地域ぐるみで子どもを大事にしたいと考えている。そうした福祉目的を持ちながら、制度上の制約が大きいことに負担やストレスを感じている人も多い。こういったことが、徳島県の子ども食堂の数が全国的に見て少ない要因となっているのではないかと。

京都府や和歌山県など、運営者に対して、設備費等の助成を行っている自治体もあれば、岡山県や高知県のように、一定の福祉目的の食事提供について、食品衛生法の「営業」に該当しないとの解釈に基づき、規制緩和を行っている自治体もある。

徳島県では、子ども食堂であっても、原則、食品関係の営業に該当するとの見解であり、それ自体は正しいと考えているが、福祉目的の子ども食堂の普及が進まない現状となっている。

こういった問題は制度上のことであり、行政の支援がなければ、事態は変わらないと考えている。運営者としても、提供食数や献立の検討に当たっては、自己の能力を超えないように、また食材の品質や鮮度、必要量等に、また衛生教育も十分配慮していきたい。

運営者は、成長過程で様々な困窮した環境にいる子どもたちに、せめてご飯を食べて元気になってもらいたいとの思いを持っていることを理解していただきたい。こうした民間ボランティアの活動は行政の手が届きにくい部分に手を差

し伸べるものであり、もっとボランティアの力を使ってもらいたい。

委員 : 格差問題は日本の大きな課題の一つ。運営者が人道的観点から取り組まれていることを後押しする仕組みとすることが必要。担当課に質問だが、食品衛生法の改正は、子ども食堂普及の後押しとなるのか。

担当課 : 子どもや高齢者は食中毒なども重症化しやすい傾向があり、利用する施設は、通常よりも衛生上の配慮が必要。食品衛生法の取扱いについては、基準を下げるということではなく、「業」に該当するかどうかということであり、相手方が特定である場合など「業」に該当しないものについて、どのように整理をしていくかが課題。たとえば京都府では、子ども食堂の開設について相談があった場合、社会保険担当部局に福祉目的であるかどうかの確認を取り、許可の可否を判断しているとのこと。岡山県や高知県の事例についても、特例措置ということではなく、許可の必要な案件と不要な案件を整理しているものと考えられる。衛生担当部局としては、福祉担当部局との連携が欠かせないとの認識。

委員 : であれば、営業許可が必要かどうかという選別をルール化することが必要。子ども食堂は、近所の子どもの「うちにご飯を食べにおいで」と声をかける地域コミュニティの延長線上にあるのであって、大人も含めた地域活性化にも繋がりをうめるもの。提供の形態を問わず、食中毒を出してはいけないという重要性は当然のこと。子ども食堂だから例外扱いということではなく、選別ルールの明確化が後押しになる。

委員 : 営業の定義である「反復継続」は、具体的にはどのぐらいの頻度や継続を意味するのか。

佐伯様 : 運営の実態としては、施設によって異なるが、月に1・2回程度。

座長 : 子ども食堂の法的な定義はあるのか。

佐伯様 : ないのではないかと。

座長 : ということは、実態が先行していて、仕組みはあとから追いかけて行こうとしているということか。ただスタートとしては、何らかの事情を抱えた子どもにしっかりと食事をしてもらいたいというところから始まっているということ。ただ、食事の提供の対象は必ずしもそこに限定されず、開かれているのが運用の実態ですね。

佐伯様 : 食事提供の対象が不特定多数であることについては、運営開始当初は、施設の地元だけかと思っていたが、実際には離れた地域からの来店もあった。ただ、施設の普及が進むと、対象が特定の人に絞られていくのではないかと。

委員 : 先ほど別の委員から質問のあった、「反復継続」の法的な定義や解釈はどうか。

担当課 : 1年に1回であれば当たらないと考えるが、何ヶ月に何回という明確な規定はない。国からも基準は示されていない。

座長 : 整理が必要なこととして、実態が先に走っていて、行政を始めとする対応が追いついていないということが1点。県庁としては、次世代育成・青少年課と安全衛生課のほか、教育部門なども巻き込んで、仕組み作りをやっていく検討組織はあるのか。

担当課 : 検討会議を立ち上げる予定としている。その前段の準備会合を本日開催しており、現状把握に努めている。今後、関係課も含め、関係者から意見を聞きながら検討を進めていきたい。

座長 : 検討会議には安全衛生課は入っているのか。

担当課 : 現在、検討中。

座長 : 営業許可のことは大きな課題であり、安全衛生課は入れるべきと考える。

委員 : 高知県の指針では、高齢者の認知症カフェへの言及があるが、社会福祉的な観点からは、子ども食堂へのバックアップの必要性が高いことは理解できる。検討会議の委員には、現場での事情に通じた人を入れてもらいたい。施設や設備を整備するのに必要な資金の問題は切実なことであり、県としても支援を検討してもらいたい。

委員 : 子ども食堂は県内9ヶ所との説明があったが、営業許可を取得せずに運営している施設があるのではないかと。保健所等に相談した人が営業許可取得に苦労して、相談していない人が無許可で運営できているとしたら問題ではないか。

佐伯様 : 徳島県内では自分の知る限り、何らかの許可を取得していない施設はない。施設の運営に携わる関係者は、食中毒を出してしまうと子ども食堂全体がダメになってしまうという思いを持っている。

座長 : 本県では数が少ないという状況があるが、ニーズは高く、仕組みを整える必要がある。既に活動している運営者の苦労も踏まえ、福祉の観点からは社会で子どもを支えていく仕組みを作っていくことが必要である。県としても、関係部局がしっかりと検討を重ねてもらいたい。一方で、子どもの安全安心のために、子ども食堂運営者に守ってもらうべき基準についても、整理が必要ではないか。

○要配慮者移送時に使用する車両の規制除外車両登録要件の緩和について

- ・担当課から、資料3に基づき、制度及び運用の概要を説明

- ・意見交換

委員 : 患者等搬送用車両は特別な構造又は装置があるものに限るとされているが、これはリフト車という解釈でよいのか。

担当課 : ストレッチャーが搭載できるもの、酸素ボンベが装備されているものも含まれる。

委員 : シームレス民泊でもそういった車両を持っていれば、登録を受けられるという理解でよいのか。

担当課 : そのとおり。

委員 : 担当課説明にあったとおり、全国で統一の運用が必要である理由ももっともなことであるので、運用を変えるには国への提言が必要と考える。  
シームレス民泊の制度には、福祉的な観点も入っていることから、シームレス民泊からの移送だけでなく、福祉施設・福祉避難所での広域的移送についても、状況・必要性は同じものと考えられるのではないか。

○イベント時の道路使用申請（料）の規制緩和について

- ・事務局から、資料4に基づき、美波町の事例を紹介した上で、担当課から制度及び運用の概要を説明

- ・意見交換

座長 : 地域振興という観点で、美波町役場が全体をマネジメントしているので、費用等を含め一括申請できないかという話をいただいている。この話は県下、ここだけの話ではないと思うので、そこを念頭に置きながら話を進めていきたい。

担当課 : イベントでの道路使用については、地域活性化、地方公共団体の関与、地域住民との合意形成が最低条件。一つの運営団体の管理責任のもとで、一体として行われるというところがポイント。

阿波おどり等の大きなイベントは、露店業組合に加盟している露店業が運営団体の要請で来てもらっているという形だが、それぞれが業として出店しているという扱い。

イベントの運営団体が、事故等が起こった場合でも、全て責任をとり、また収益についても管理しているということであれば、一括申請も可能と考える。しかし、一般的な露店業で参加している場合は、個別の業として道路使用許可を出す必要があるという解釈になっている。これは徳島県だけでなく、警察庁からの解釈として、全国統一で運用しているので、徳島独自の運用としての一括化というのは難しい。全てがだめというわけではなく、内容にあて

はまっていれば、協議検討させていただく。

座長 : 具体的な事例として、日和佐うみがめまつりに関して、実行委員会事務局は出店者をどのように確認しているか。

事務局 : 直接の開催主体は商工会となっているが、実行委員会事務局から各店舗に声かけをして募集している。店の配置についても、事務局と出店者の間で調整している。収益については、出店者に帰属している。

座長 : 一般的な露店業組合の人たちは入っているのか。

事務局 : 露店業組合ではなく、直接、地元の商店や近隣の市町村の商工会に声かけをして出店をしてもらっている。露店業組合には出店を依頼していない。

座長 : 一般的な露店業は入っていないが、そういった場合でも同じ扱いになるのか。

担当課 : イベントの一環ではあるが、個々に営業をしている。また、そこで起こったあらゆる事案について、事務局が責任をとれるのかというのがポイント。それをクリアできなければ、一括申請は難しい。

座長 : 道路の使用許可とそこで事件が起こるといのは別の話で、道路の使用許可といのは、要するに通行が可能なところを一定の要件のもと、占有するという事で、別の議論と思うが。

担当課 : 道路使用の許可書を出す場合、責任者を明確にしてもらわなければならない。例が悪かったのかもしれないが、道路使用許可を出す以上は、全ての責任を負うということで、申請者の名前と印鑑をもらっている。収益、運用、トラブルなど全ての責任を負ってもらえるということで、それが申請者になるうるものということになるという意味合い。

委員 : 結局、うみがめまつりの運用はどうなったのか。

座長 : 個別の店舗ごとに申請を出して、申請料約2千円も支払ったという形。

委員 : うみがめまつりとして、一括申請はできなかったということか。

座長 : 事務局がそれを全て取りまとめたということ。出店しても利益はほとんどなく、ボランティアのような形だが、それでも一括はできないかという指摘。

担当課 : 今後、営業形態等が見直されるのであれば、協議は可能である。その中で一括申請が可能になることもあると考えるので、相談にきていただければ。

吉田様 : 運営側の負荷低減を図っていかなければ、このような祭りも続かなくなるのではないか。運営側の負担を軽減しなければ、地方はイベント疲れを慢性的にしている。出店側と運営側のハードルを下げていかなければ、地域の賑わいの維持は難しいと感じている。  
ただし、万が一の事が起これば、そのイベントも結局は続かないというリスクもあるので、全てのハードルを下げるべきということではないが、負担の軽減は、必要。

座長 : 過疎化の中で、地域の賑わいを取り戻し、維持していくのかという中での議論。「一つの運営団体の管理責任のもと」という要件についても、利潤を追求するグループとうみがめまつりのように地域の活性化を目的としているグループを同じように取り扱うのかという問題もある。  
この事例のように、地方公共団体が事務局を務め、全体の出店の要請もしている事案でも、個々の収入支出を事務局で管理しなければならないのか。

担当課 : 1店舗1行為1許可というのが大原則。なぜかという、1行為ずつで許可の単位としているため。

座長 : 資料4の通達にある許可の一括化はどのようなことなら可能なのか。

担当課 : 1団体が波及して行っているような行為。

座長 : 地域活性化の取組みにおいて、そのようなことはできるのか。

委員 : 難しい。知る限りでは個別が常識になっている。

担当課 : 地域活性化のイベント等にはできるだけ協力はしているが、クレームが多くあるということもあり、道路を使用することについての制限は守っていただければと考える。

委員 : 主催者が運営自体を管理というところは、運営や場所割りは管理していると思うが、例えば、収益の部分について、特別会計を作り、そこに売上の全てを入れるということまでしなければ、一括申請ができないというのか。

座長 : 収益まで管理というのは、どこに明文化されているのか。

担当課 : 明文化されていないが、警察庁の解釈。業とするものは個別でというふうに出ている。収益というのは一つの例。

座長 : 詰まるところは、町がマネジメントをしているので、問題としては収益の件が残る。要件の解釈について、明文化されていない部分があるということなので、調査していきたい。

○地方公務員の“社会貢献型副業”を可能とする規制改革について

・担当課から、資料6に基づき、制度及び運用の概要を説明

・ゲストスピーカー発言及び意見交換

座長 : 過去の許可実績は年間3件程度とのことだが、こういった事例か。

担当課 : スポーツ少年団の審判員や予備自衛官の訓練、骨髄バンクの普及活動など。

吉田様 : 前回の会議にもテレビ会議で参加。前回は、社会課題解決に取り組む組織にとって、営利かボランティアかは別にして、人材不足にあるというのは事実。県職員を含めた公務員が関わることによって、組織を助けるだけでなく、人材教育面のリターンなど、双方にとってプラスがあると考えます。一方で、受入れ側組織として、労働の対価をきちんと払うべきだと考えており、その対価を、必ずしも職員個人が受け取るのではなくても、県や市町村の雑収入的なものとして、組織の収入にするとということもあってよいのではないかという話をしました。神戸市等の取組みはかなり大きなニュースだったかと思うが、神戸市のように大きな組織でありながら2名という実績の少なさに正直、びっくりしている。そのような低水準に留めてしまっている圧力が一体何なのか、興味深いと感じる。

徳島県の人事行政としては、職員が外部で勤務する経験というのは、県の組織に居続ける前提での経験なのか、極論すれば、組織を離れるところまで想定しているのか。それによって、職員にとっての受け取り方が違うのではないか。組織とすれば、職員を戦力として保持したいという面と、オープンにすることで、それが組織の魅力になって、職員が組織に居続けたいとなる面もある。

利用の頻度を上げるためにも、県のスタンスとして、県職員でいる前提で外部の業務を手伝うのか、極論すれば、出ていってもいいんだよ、民間で働くことは素晴らしいんだよというぐらいのスタンスでやるのか、それによって景色が変わってくる。制度を作るからには、利用頻度を上げたいということであれば、どんどん出て行けるような意識付けや環境作りをしていくべき。そこで収益を上げていくことも何ら恥じることはない。こうやって大胆に制度設計する方が、利用者が増えていく。ガス抜きのものは動かない。神戸なども結局、そうなっているのではないか。

座長 : 地域活性化に取り組むソーシャルベンチャーの代表として、県や市町村のスキルのある職員に何らかの講師になってもらうということへのリクエストはあるということか。

吉田様 : はい。

座長 : 職員個人としてどのようなメリットがあるのかについては、従事により社会に貢献できることはもちろんだが、現場感覚を磨いたり、本業の政策立案にもフ



ードバックできる。

県としてのメリットについては、人材の育成により行政全体のパフォーマンスが上がるとともに、職員に対し、地域と密接に関わる機会を提供でき、特に退職後の人生を地域の中で過ごしていくきっかけをもたらすことができるのではないか。

委員 : 運用の現状として、3項目の許可基準が示されているが、基準を満たしているものについては、地域の活性化のためにも推奨するというスタンスであるべき。

委員 : 副業というよりもむしろ、1ヶ月や1年のうち何時間は外に出てもOKというシステムにしてはどうか。外に行っても、同等に勤務したものと認めるぐらいの感じだと積極的に取り組めるのではないか。

委員 : ボランティア休暇のようなイメージか。

委員 : 勤務と同様に、その分の給料も保障するということ。

委員 : 行政の職員が集まった「徳島太郎」というボランティアグループがある。このグループは地域行事のサポートなどを無償でやっているが、こうした人材であれば、活動の実績もある。

これまでの年間3件程度であれば、職員にとっての副業はどのようにやってよいのか、イメージがついていないのではないか。自分の知り合いに「パパカモン」のメンバーがいて、徳島新聞にコラムを書いても報酬は受け取っていないとのことであるが、こういったケースでも報酬を受け取っても問題ないはず。まずはどういったものがOKなのか、モデルケースをきちんと列挙することで、申請のハードルは下がるのではないか。

座長 : 地方公務員法上は、例外的に認められるという位置づけなので、職員にとってみても「できない」ことが前提になっている。これからの時代としては、自分のためにも、地域のためにもwin-winの関係を作っていくべき。そのためにもモデルを提示するのは重要だろう。

委員 : 自分としてもこういった制度は賛成。先例のように一過性とならないよう、県として、モデルケースを示してもらいたい。現役世代が実行して、引っ張ってってもらいたい。意欲のある職員の手挙げ制人材バンクを作るのが望ましいと思う。

対価については、受け取ってよいのではないか。一旦は行政に入るというのも構わない。

委員 : 他団体の事例を見ても、ただ制度を作るというだけではなく、実績が上がる工夫をすべきと感じる。

委員 : 本業が疎かにならないかという懸念の払拭と、将来的には「社会貢献型」に拘束されない手法についても検討してもらいたい。

吉田様 : 県として進めていくのであれば、積極的に手が上がるという状況を作り出すことが重要。事業者側からヒアリングして、職員に対してどんなニーズがあるのかを職員自らが把握できるようにするとよいのではないか。

座長 : 先行事例も理念が先行していても、職員が手を挙げたくなる具体的な仕組みがないのではないか。

「社会貢献型」については、県の仕事と、たとえばあわえの仕事には関連性があるのもあって、本業と副業が無関係ということではないので、社会貢献型という類型が必要と考えている。担当課としても考え方の整理をお願いしたい。全国に先駆けた形での取組みを期待して、そういった提言としたい。

○今後の提言のとりまとめ等について

- ・座長から、9月中旬に知事に提言を行いたいこと、提言の文案作成については学識経験者である座長・田村委員・加渡委員で調整を進めたいこととの方針が示され、各委員からの承諾が得られた。

以上